【資料１】

第４回宿泊税検討部会

2025/01/17

パブリックコメント
結果と対応について

○白馬村観光振興税（仮称）制度の骨子に対するパブリックコメント

実　施

1. 公表資料
   白馬村観光振興税（仮称）制度の骨子
2. 閲覧場所
   ・白馬村行政公式ホームページ
   ・白馬村役場税務課
3. 募集期間
   令和６年11月11日（月曜日）から12月10日（火曜日）までの30日間
4. 意見を提出できる方
   ・村内に住所を有する者
   ・村内に事務所又は事業所を有する者及び法人その他の団体
   ・村内に存する事務所又は事業所に勤務する者
   ・村内の学校に在学する者
5. 意見の提出方法
   窓口持参、郵送、ファックス、電子メール
6. パブリックコメントの実施に伴う説明会
   ・HIBA（Hakuba International Business Association）／11月12日・13人
   ・白馬さのさか観光協会／11月21日・12人
   ・白馬岩岳観光協会／11月27日・40人
   ・八方尾根観光協会／12月３日・12人
7. 広報
   広報はくば11月号（11月18日）にて制度の骨子及びパブリックコメントについて掲載

結　果

1. 意見提出者数
   ４者（個人２、団体２）
2. 意見件数
   11件
3. 項目別意見
   3.主な使途に関すること／３件
   ・観光による負の影響の最小化
   ・新しい観光業態による負の影響
   ・県警と連携した犯罪防止

   6.特別徴収義務者に関すること／１件
   ・税金の徴収と納付の自動化

   8.税率に関すること／３件
   ・宿泊料金に基づく段階的な宿泊税に反対
   ・白馬村は定率を選ぶべき・定率・定額の併存は可能
   ・定額制ではなく定率制を採用することを望む

   14.その他／４件
   ・迷惑行為の実態に即したマナー条例の改正
   ・観光業界全体での公平性の確保（税の対象範囲の拡大）
   ・価格重視の旅行者と宿泊者への特典提供の強化
   ・観光財源の必要性
4. 意見の詳細
   【資料２】観光振興税（仮称）制度の骨子に対するパブリックコメントの結果と対応のとおり

○パブリックコメントの実施に伴う説明会

■ パブリックコメントの実施に伴う説明会の実施状況

日　時	場所	団体・参加者数	主な意見
令和６年11月12日 15：00	白馬タップルーム	HIBA（Hakuba International Business Association）・13人	• ほとんどの予約はOTA経由、OTA経由の予約では事前決済が原則であり、段階的定額制ではOTAは税を含めた事前決済ができない現状、そのため税のみを現地決済することになるが、その事務負担が大きく、エラーも起きやすい／人材不足・事務負担を懸念 • １棟貸しタイプの施設では、宿泊者と顔を合わせることはないため、チェックイン時に税を徴収することは不可能、OTAで事前決済することができないと、収益に結びつかない業務（金額の計算、電子請求書の作成、メール送信、未収金の追跡、台帳への入力等）が大幅に増えることになる／不申告の発生を懸念 • これらを解決するためには、主要なOTA（じゃらん、楽天、Booking.com、Expedia、Airbnb、Agoda）が特別徴収義務者として事前決済により税を徴収すること • OTAによる特別徴収を可能にするためには、税額計算の大幅な簡略化が必要、そのため定率制が望ましい • 宿泊事業者に限らず、すべての観光関連事業者が同じように負担（リフト税や日帰り客対象）すべき
令和６年11月21日 18：00	佐野生活改善センター	白馬さのさか観光協会・12人	• 税の導入や骨子に関する意見はなく、実際に制度が運用になった場合を想定した質問が多くを占めた • 質問は、宿泊料金の定義（素泊まり料金、１泊２食の場合は食事相当額を差し引いた額）、課税免除（修学旅行その他学校行事に参加している者、学校行事は学校長の証明に基づく判断）、申告納入（月ごとに宿泊数と税額を申告・納入、宿泊数が少ない場合は３か月ごとの申告・納入の特例）
令和６年11月27日 10：00	岩岳体育館	白馬岩岳観光協会・40人	• 税の導入や骨子に関する意見はなく、課税免除（修学旅行その他学校行事に参加している者、学校行事は学校長の証明に基づく判断）に関する質問があった
令和６年12月３日 15：00	八方文化会館	八方尾根観光協会・12人	• 素泊まり料金は消費税課税前の金額のことか　→　そのとおり • 観光財源は宿泊客だけではなく、宿泊しない旅行者（日帰り客）からも徴収する仕組みを考えるべきである • 入湯税については、八方地区の一軒一軒から意見を聞いた上で今後の判断を行うこと、今後は温泉施設に係る施策への充当を優先すべき　→　八方地区を対象に入湯税に関するアンケートを改めて実施 • 外国資本や外国人経営の宿泊施設、コテージタイプの宿泊施設から漏れがないよう賦課徴収を行ってもらいたい • 宿泊者への啓発を行ってほしい • 国外で決済される宿泊料金に対し消費税など課税できていないのではないか、村税での課税漏れの心配はないか • 使途については宿泊施設側が理解できないと、宿泊者への説明などを行えない、特別徴収義務者も納税者も説得できるような説明を望む

○段階的定額制と定率制の特徴

定額制を採用した理由

○白馬村観光振興のための財源確保検討委員会報告書（令和６年３月）
- 税率の項目で「定額制又は定率制については長野県に準じる」と報告されており、制度骨子ではこれに則って長野県に準じて定額制を採用

○「長野県に準じる」とした理由
- 定額制と定率制では課税標準が異なること
- 課税標準とは、税額を計算する際の算定基準のことで、定額制であれば宿泊数、定率制であれば宿泊料金に税率を乗じて税額を計算
- 異なる制度にしてしまうと、二つの税額計算が混在、これが会計システムなど事業者の大きな負担を招くこと

○段階的定額制により、低価格帯への配慮と高価格帯への対応を実現

定率制が求められる理由（パブコメから）

○段階的定額制は複雑
- 季節や曜日、繁閑等に応じた変動料金への対応にあたり、管理上の負担を伴うため、税額計算の誤りや未納のリスクが高まること
- １室・１棟当たりの料金設定では、税額の判定・計算にあたり１人当たりの料金を算出しなければならないこと

○税負担の均一化
- 段階的定額制では、一つの税額区分内で宿泊料金と税負担の反比例が生じてしまうが、定率制では宿泊料金の一定割合が税額であるため税負担は均一

○観光は量から質へという方向性と一致、高付加価値化が税収の増加へつながる

段階的定額制と定率制の特徴

		段階的定額制	定率制
課税標準		・宿泊数	・宿泊料金（消費税と課税標準が同じ）
税収		・宿泊単価の上昇が、税収に一定程度影響を与える	・宿泊単価が上昇すれば、税収も増加する
宿泊者の視点		・宿泊単価にある程度対応した税額、ただし、区分内では税負担が逆転 ・宿泊者にとってわかりやすいとは言えない	・宿泊単価に完全に対応した税額、税負担は均一 ・宿泊単価に応じた税額であるため、宿泊者の理解を得られやすい
事業者の視点	課税額の算出	・宿泊料金や価格帯別の宿泊人数の算出が必要 ・食事代やサービス料等を除いて宿泊料金の算出が必要	・宿泊料金に税率を乗じて算出 ・食事代やサービス料等を除いて宿泊料金の算出が必要
	定額との併用	・同制度であるため、税額計算は１過程（料金区分の判定）、ただし、税額判定にあたりエラーのリスクあり	・異制度であるため、税額計算は３過程（村税・県税の算出、県税＋村税）、税額の判定は不要
	価格調整	・低い税額となるような調整が働く可能性あり	・税額による価格調整が働く心配はない
先行自治体		・先行自治体での採用が増加傾向	・先行自治体での採用は１団体、採用予定も１団体
社会・経済状況への対応		・経済状況に一定程度適応できる ・更なる高価格帯への対応が必要になったときには税率改正が必要	・経済状況に適応できる

○宿泊事業者（特別徴収義務者）の視点

税額計算～徴収～申告納入

■段階的定額制

■ 税額計算

1室1泊100,000円の宿泊施設に4人で3泊した場合

① 1人1泊の宿泊料金を算出／100,000円÷4人＝25,000円
② 税額区分を判定／20,000円～49,999円、500円
③ 税額を決定／500円×3泊×4人＝6,000円

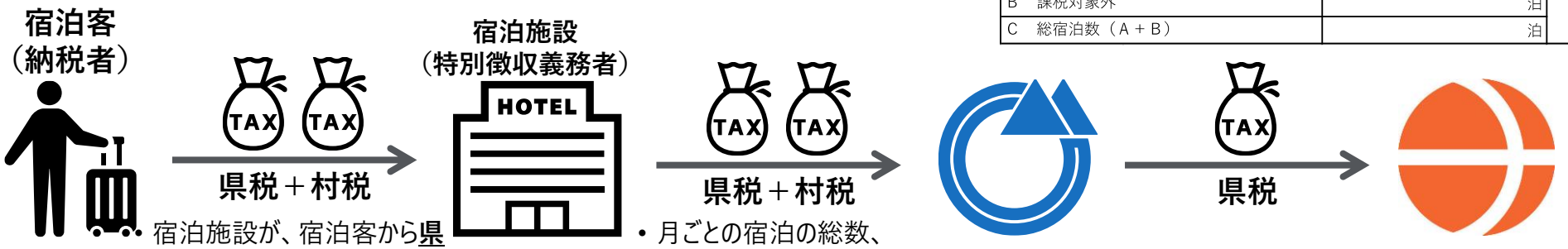

宿泊施設が、宿泊客から**県税と村税を合わせて**徴収

・月ごとの宿泊の総数、税額等を**記載した申告書**を提出

■ 納入申告書

区分		①宿泊数	②税率	①×②税額
宿泊料金（1人1泊）	6,000円～9,999円	泊	200円	円
	10,000円～19,999円	泊	300円	円
	20,000円～49,999円	12泊	500円	6,000円
	50,000円～99,999円	泊	1,000円	円
	100,000円～	泊	2,000円	円
A 課税対象		泊	納入すべき金額	6,000円
B 課税対象外		泊		
C 総宿泊数（A＋B）		泊		

■県税の課税標準は宿泊数であるため、税額計算及び納入申告にあたっては宿泊数の把握が必要

■この手順は、純粋な定率制であれば不要であるが、＋定額制では省略することができない

■定率制＋定額制

■ 税額計算

1室1泊100,000円の宿泊施設に4人で3泊した場合

① 宿泊料金を算出／100,000円×3泊＝300,000円
② 村税の額を算出／300,000円×2％＝6,000円
③ 県税の額を算出／4人×3泊×150円＝1,800円
④ 村税と県税を合算して税額を決定／6,000円＋1,800円＝7,800円

■ 納入申告書

区分		宿泊料金総額	A宿泊数	村税			県税	
				①宿泊料金	②税率	①×②税額	B税率	A×B税額
課税標準	1人	円	泊	円	100分の2	円	150円	円
	1部屋	300,000円	12泊	300,000円		6,000円		1,800円
	1棟	円	泊	円		円		円
	計	300,000円	12泊	300,000円	－	6,000円	－	1,800円
課税対象外		円	泊	円	納入すべき税額（村税＋県税）			7,800円

◯税収の視点

宿泊料金と税額の関係

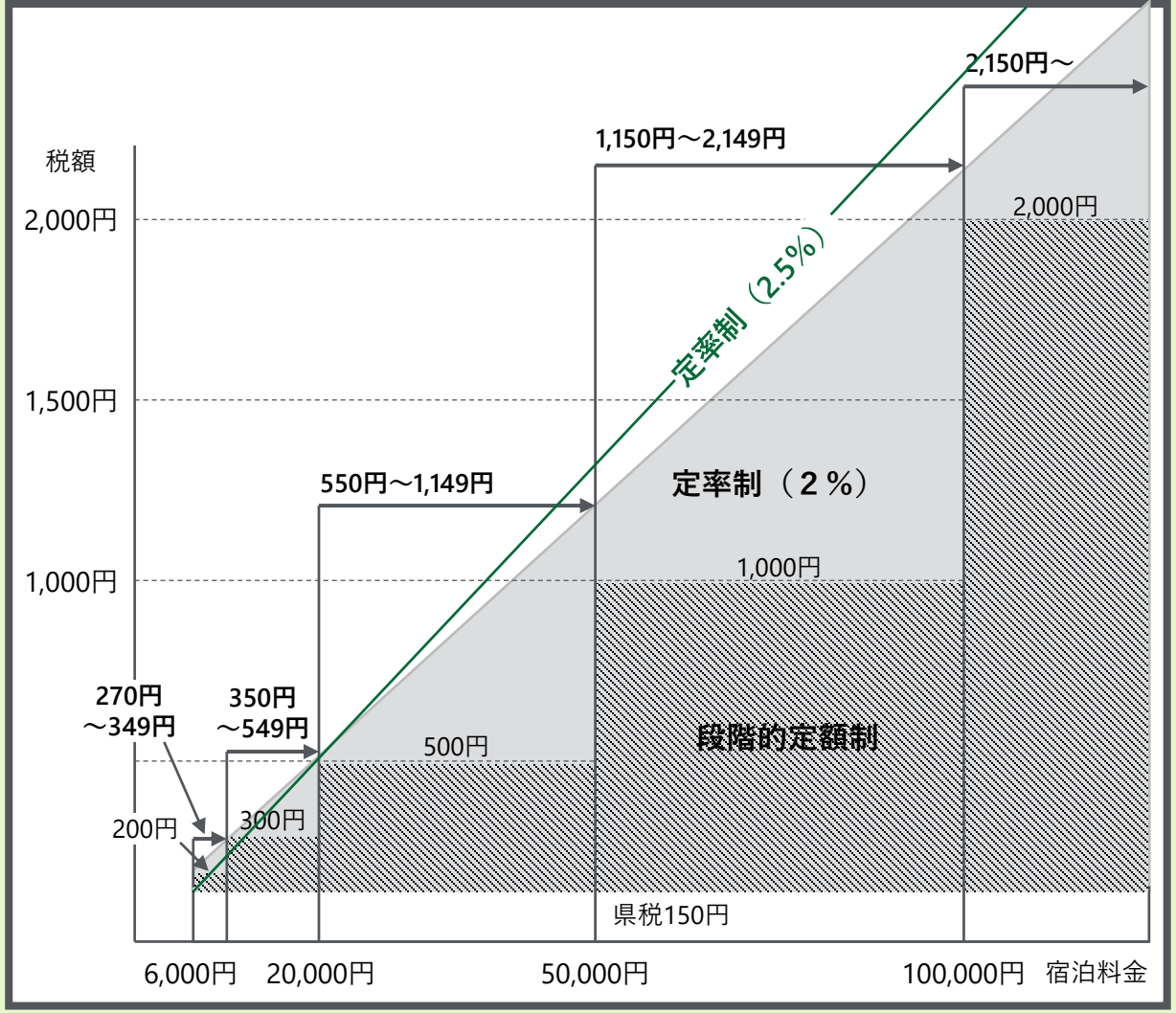

税収の試算

	段階的定額制	定率制＋定額制	定率制 ※
税率	定額制 １人１泊の宿泊料金の区分に応じた額	定率制＋定額制 宿泊料金の2.0% ＋県税150円	定率制 宿泊料金の2.5％
免税点	6,000円未満	6,000円未満	6,000円未満
～5,999円	非課税	非課税	非課税
6,000円～9,999円	200円	270円～349円	150円～249円
10,000円～19,999円	300円	350円～549円	250円～499円
20,000円～49,999円	500円	550円～1,149円	500円～1,249円
50,000円～99,999円	1,000円	1,150円～2,149円	1,250円～2,499円
100,000円～	2,000円	2,150円～	2,500円～
税収見込み	355,119千円	417,405千円	373,342千円
県税	118,731千円	118,731千円	118,731千円
村税	236,388千円	298,674千円	254,611千円

※　北海道の例（倶知安町内では定率制を基本とし、道の宿泊税による税収に相当する額を道に交付する場合は、道の宿泊税を課税しない）を当てはめた場合の試算
※　県への交付金を特定の費用とすることに違和感はあるものの、簡素という点では最も有利
※　北海道条例は可決されたものの、総務省同意や倶知安町条例の改正が必要、**制度的に可能か、長野県が容認するかは不透明＝現時点では選択肢にはなり得ない**

○白馬村税制度の骨子（改）

項　目	長野県（改）	白馬村（改）
◎1.名称	観光振興税（仮称）から**宿泊税**（仮称）へ	観光振興税（仮称）から**宿泊税**（仮称）へ
2.目的	長野県が世界水準の山岳高原観光地となることを目指し、観光資源の充実、旅行者の受入環境の整備その他の観光振興を図る施策に要する費用に充てる	美しい山岳景観と恵まれた自然、それらに育まれた生活と文化を守り、世界中から訪れる人それぞれに居心地のよさを提供することができる「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高めるとともに、村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
3.主な使途	1.　世界水準の山岳高原観光地をつくるための施策の重点的な実施 ①　長野県らしい観光コンテンツの充実 ②　観光客の受入環境整備 ③　観光振興体制の充実 2.　市町村への交付金 3.　徴税経費・広報経費等	①　観光客の利便性・満足度向上に資する事業（観光客の満足度の最大化） ②　観光客が訪れることで生じる自然環境や住民生活へのマイナスの影響を抑えるための事業（観光による負の影響の最小化） ③　税等の徴収・運用の仕組みづくり ④　課題抽出、事業の評価指標の設定や効果検証に必要な調査・計画事業 ⑤　観光リスクマネジメント
4.納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 • 旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 • 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	長野県に準じる
5.徴収方法	特別徴収の方法	長野県に準じる
6.特別徴収義務者	宿泊施設等の経営者その他徴収に便宜を有する者	長野県に準じる
7.特別徴収義務者報償金	期限内申告納入額の2.5％（制度開始５年間は、電子申告かつ期限内納入した場合は、0.5％を加算）	
○8.1.税率 ○8.2.租税調整	定額制 • １人１泊につき300円 独自課税市町村における税率は、１人１泊につき150円、ただし、独自に最低税額の引下げ又は免税点の引上げが行われる場合、県は、県内における宿泊課税の公平性確保の観点から、村の課税額に併せて県税額を調整（村の課税額を県税額から最大150円まで減額）	段階的定額制（１人１泊の宿泊料金の区分に応じた額） • 6,000円以上10,000円未満　200円（村税50円） • 10,000円以上20,000円未満　300円（村税150円） • 20,000円以上50,000円未満　500円（村税350円） • 50,000円以上100,000円未満　1,000円（村税850円） • 100,000円以上　2,000円（村税1,850円）
○9.年間収入見込額	（試算中）	収入見込額／年間　355,119千円（村税236,388千円、県税118,731千円）
◎10.課税免除	学校教育法に規定する学校が主催する修学旅行その他学校行事に係る宿泊 **＋高校や大学の部活動・合宿等学校が認める文化・体育活動**	**長野県に準じる**
◎11.免税点	１人１泊**6,000円未満**（県旅館ホテル組合会の要望、検討中）の宿泊	**長野県に準じる**
12.施行予定日	令和８年（2026年）４月	令和８年（2026年）４月

○長野県の租税調整の考え方

■ 租税調整の考え方

- 長野県観光振興審議会の答申内容を踏まえ、①制度の複雑化　及び　②納税の負担感や事業者の事務負担の増大を避けるため、同種の課税（宿泊税）を行う市町村と租税調整を行う。

（参考）長野県観光振興財源検討部会報告書（令和６年３月）
県内市町村が県と同趣旨の財源（税）を導入する場合は、制度が複雑化し、旅行者の納税の負担感や事業者の事務負担の増大が懸念されることから、**県の税率を一定程度引き下げ、市町村の課税余地を増やす等の調整**を検討する必要がある。

租税調整の具体的な調整方法

① 県は、県内における宿泊課税の公平性を確保するため、最低税額及び免税点について県内で均一化が図られるよう課税市町村と調整を図る

② 県の宿泊税は、県税と市町村税を併せて徴収する考え方に基づき制度設計を行い、市町村自らが課税を行う場合、県税額を引下げる

③ ②における県と市町村の税額配分は１：１とし、県は市町村が課税を行う場合は県税額を1/2に引き下げる

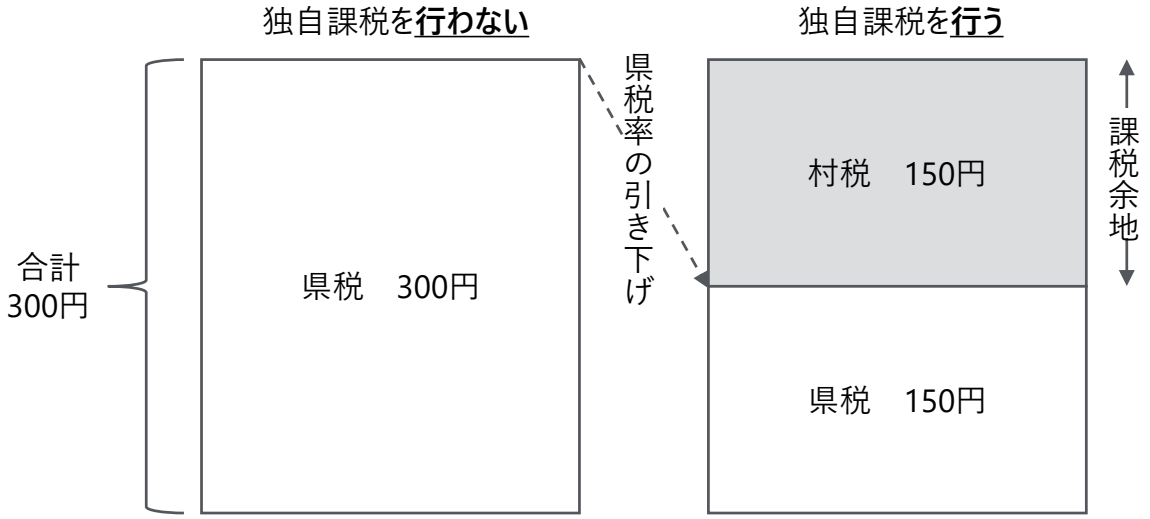

独自に最低税額の引下げ又は免税点の引上げが行われる場合

④ 市町村において、独自に最低税額の引下げ又は免税点の引上げが行われる場合、県は、県内における宿泊課税の公平性確保の観点から、市町村の課税額に合わせ県税額を調整する（村の課税額を県税額から最大150円まで減額）

問題意識①・・・10,000円未満の県税が250円であるのに対して、宿泊料金が高額となる10,000円以上20,000円未満の県税が150円である・・・県税のあり方

問題意識②・・・県内における宿泊課税の公平性 > 担税力に応じた負担の公平性

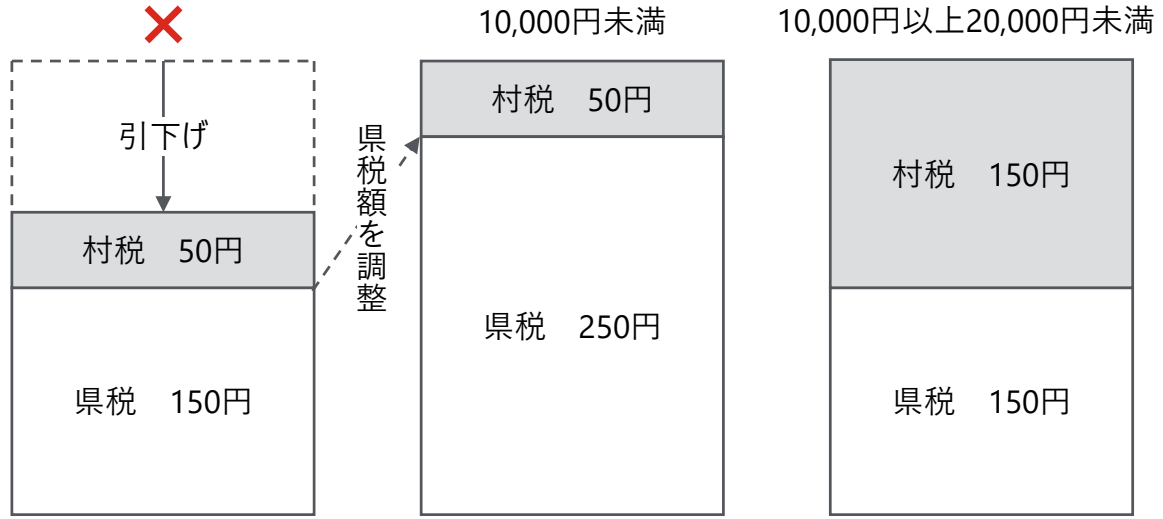

入湯税の最適化方針について

○入湯税に関するアンケート

宿泊税を導入した場合の入湯税の税率

宿泊 / 日帰り	50円	100円	150円
50円	5件 宿泊を下げて、同率へ 23,335千円	2件 宿泊を下げる 36,033千円	9件 改正する必要はない 48,731千円
100円		2件 上げ下げして、同率へ 46,670千円	
150円			3件 日帰りを上げて、同率へ 70,004千円

- **改正する必要はない**（宿泊入湯客：150円、日帰り入湯客：50円）との回答が多く（9件）、その理由としては、「全国的に平均的な税率であること」「入湯税の目的に変わりはないこと」があげられている
- 宿泊と日帰りの**税率を同率**とする回答も多い（10件）、宿泊を下げるとする理由は「宿泊税が導入されるから」「使途が限定されるから」、日帰りを上げるとする理由は「入湯行為に差はないから」
- 「宿泊税が導入されるから」として**宿泊の税率を下げる**とする回答も多い（9件）
- 改正する必要はない or 宿泊と日帰りを同率にする／税収規模と需要規模のバランス

入湯税の使途の優先度

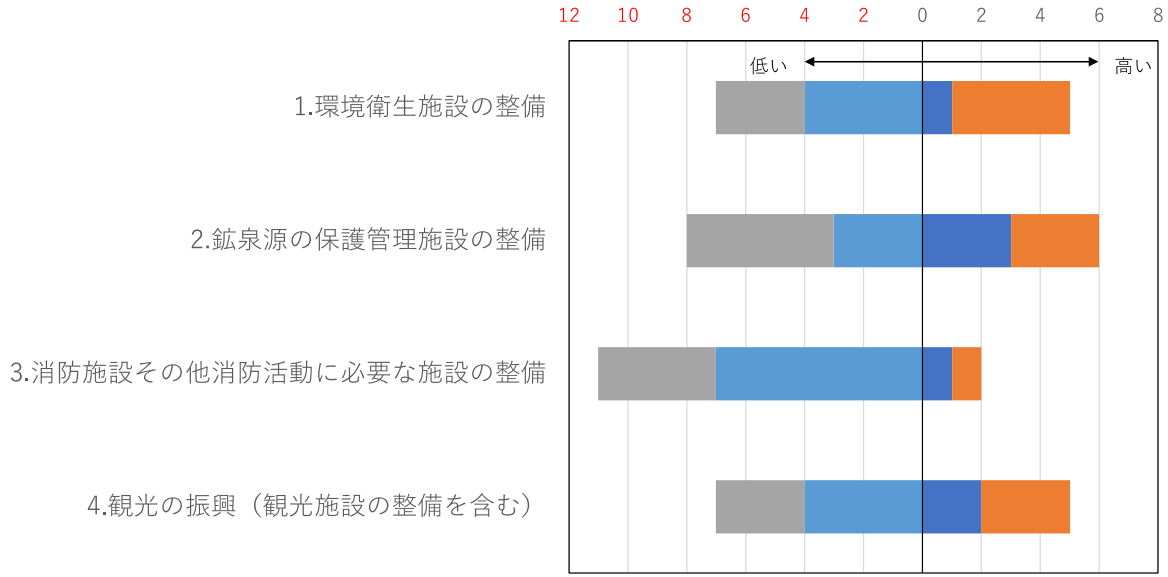

- 入湯税の使途の優先度では、3.消防施設その他消防活動に必要な施設の整備を低いとする回答が多くなっているが、それ以外の項目は高低が拮抗しており、判断できない
- ただし、入湯税の税率や使途に関する自由記述では、以下のような鉱泉源の保護管理施設の整備や温泉振興を重要視する回答は多く、使途としての優先度が高いことがうかがえる
- 「源泉という資源を地域として保護すべき」「鉱泉源の保護管理施設の整備、温泉の振興のみに使うべき」「施設の管理や拡充、情報発信を積極的に支援」「鉱泉源の保護管理に使われていないのは残念」「使途を温泉資源の保護に限定すべき」

○入湯税の使途に関する事業者の意見（白馬村温泉施設連絡協議会）

事業者意識調査の結果

○　入湯税の使途で**最も重視すべき領域は源泉維持**

- 源泉維持を最も重視すべきとする回答は76%、地域の観光開発（12%）と環境保護（6%）は僅か

○　直面している問題は**設備の老朽化と維持管理費の増大**

- 源泉では、揚湯設備（ポンプ、タンク）や配管等の老朽化が著しく、安定供給には更新が必要であるが、更新費用は多額であることに加えて、年々値上がり
- 施設では、設備の維持・管理コストのほか、温泉使用料も高騰しており、経費が増加

○　問題を解決するための**費用は数十万円から数千万円**

- 源泉設備の更新費用の一例としては、温泉水中ポンプが600万円、送水ポンプが300万円、40tタンクが2,000万円
- 温泉使用料は、年間70～100万円
- 施設における維持管理費用は年間に50～80万円、更新する場合の費用は数百万円

○　**その他**の意見

- 入湯税をどのような事業に充てているのかの詳細を求める意見、納税者が納得できる使い方や、納税者にわかりやすい説明を求める意見／入湯税の使途の明確化
- 目的税であるはずが、いつの間にか一般財源化されていることを問題視する意見

■ 入湯税の使途としては、鉱泉源の保護管理施設の整備を優先し、源泉の保護と安定供給の確保により、持続可能な温泉資源へ

入湯税の使途に関する要望書

○　白馬村温泉施設連絡協議会から「白馬村入湯税の使途に関する要望書」を受理

○　温泉施設の利用者や宿泊客（納税者）に資する事業に活用する視点で使途を見直す必要性

○　協議会内の入湯税検討委員会での議論と、入湯税の使途見直しに関する事業者意見調査を踏まえ、使途に関する具体的な事項を要望

要望事項

1．鉱泉源の保護管理施設の整備に関する施策
　① 鉱泉の揚湯施設（ポンプ、タンク等）の更新、温泉水パイプライン及び温度維持管理費、配湯車両更新に関する補助
　②日帰り温泉施設及び宿泊温泉施設の維持管理費（ボイラー等）の更新及び源泉使用料に対する補助
2．温泉を利活用した観光振興
　村内の温泉の特長を活かした、由真繰り回遊プランの造成及び、温泉×スポーツ、温泉×健康等新たなツーリズムに取り組むこと
3．特別徴収義務者への報奨金制度
　クレジットカードや電子マネーによるキャッシュレス決済が増加していることから、決済手数料分を加味し、5.0%の報奨金の交付
4．入湯税使途に関する情報発信の充実
　利用者（納税者）及び温泉施設事業者（特別徴収義務者）の納得感が得られるように、使途の詳細と納税額の内訳（日帰りと宿泊）の公表
5．入湯税の運用の仕組みづくり
　入湯税を基金化し、観光地経営会議において使途を審議したうえで、観光振興税（仮称）と併せて、入湯税を最大限に活かした施策を進めること

○鉱泉源の保護管理施設整備計画（白馬村温泉施設連絡協議会）

■ 鉱泉源の保護管理施設整備計画

源泉名	設備の名称	整備の内容（費用）	今後15年間に要する費用
白馬八方温泉	源泉ポンプ（第１号、第３号）	ポンプ更新（17,500千円）、保守点検（2,700千円）	333,700千円
	送水ポンプ（第１～第５ブロック、各２台）	ポンプ更新（54,500千円）、軽微修繕（6,000千円）	
	ニレ池タンク（２台）	タンク更新（100,000千円）、軽微修繕（4,000千円）	
	タンク（第１～第５ブロック、８台）	タンク更新（135,000千円）、軽微修繕（12,600千円）	
	ボイラー（第５ブロック、２台）	ボイラー更新（1,200千円）、軽微修繕（200千円）	
白馬塩の道温泉	揚湯ポンプ・貯湯タンク	ポンプ更新（12,500千円）、タンクメンテナンス（1,200千円）	16,200千円
	排水ポンプ	バルブ、配管、排水ポンプ更新（2,500千円）	
白馬姫川温泉	ポンプ等	メンテナンス（4,500千円）、水質管理（800千円）、廃棄物処理（1,600千円）	74,250千円
	貯湯槽に係る配管配湯設備	メンテナンス（6,350千円）、地下部分調査（8,000千円）、配管点検（1,500千円）	
	配湯車両（タンクローリー３台）	メンテナンス（24,300千円）、法定点検（7,200千円）、中古買換（20,000千円）	
白馬かたくり温泉			
白馬みずばしょう温泉			
白馬龍神温泉			
合計		更新等費用　351,200千円、保守点検等費用　72,950千円	424,150千円 （28,277千円／年）

○入湯税の最適化に関する検討

それぞれの目的や使途、課税客体を整理する

■ 課税客体は異なるものの、目的・使途では観光の振興を規定する点が共通
■ 入湯税の使途状況では、多くを観光の振興費に充当、独自の観光振興財源がない中でその役割を担う
■ 観光振興財源＝宿泊税の導入に伴い、**入湯税の使途の整理が必要**

	宿泊税	入湯税
目的・使途	「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高めるとともに、村民生活と調和した持続可能な**観光の振興**を図る施策に要する費用に充てるため	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに**観光の振興**（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため
課税客体	宿泊施設等における**宿泊行為**	鉱泉浴場における**入湯行為**

納税者の負担感と納得感から考える

宿泊税が導入されると、温泉宿泊施設では宿泊客が宿泊税と入湯税を負担

○課税客体は異なるが、観光の振興といった目的・使途を同じくする二つの税を負担することに対して納得を得るためには、それぞれの目的・使途を明確に区分することが必要
○宿泊税の使途は観光の振興、入湯税の使途は観光の振興以外の３つとし、鉱泉源の保護管理施設の整備を重点化
○もう一歩踏み込むとすれば、宿泊入湯客の税率の引き下げであるが、使途（需要規模）とのバランスから判断

税率（税収規模）と使途（需要規模）のバランスから考える

■ **税率（税収規模）**

宿泊 ＼ 日帰り	50円	100円	150円
50円	宿泊を下げて、同率へ **23,335**千円	宿泊を下げる **36,033**千円	改正する必要はない **48,731**千円
100円		上げ下げして、同率へ **46,670**千円	
150円			日帰りを上げて、同率へ **70,004**千円

■ **使途（需要規模）**

（単位：千円）

区分	事業の内容	充当額
環境衛生施設の整備費	塵芥処理施設、し尿処理施設の負担金など	22,000
鉱泉源の保護管理施設の整備費	鉱泉の揚湯施設（ポンプ、タンク等）、配湯車両更新（保守点検等費用は除く）	24,000
消防施設の整備費	消火栓の設置等消防施設の維持管理など	3,000
観光の振興費		0
合計		49,000

■ **入湯税の使途としては、鉱泉源の保護管理施設の整備を優先、行政サービス（環境衛生、消防施設）との関連にも着目すると、需要規模は49,000千円**
■ **この需要にある程度応えることができる税率（税収）は、改正しない、又は同率100円が現実的**

○入湯税の最適化方針（案）

宿泊税の導入に伴う懸念／納税者・特別徴収義務者の視点

課税客体は異なるものの、

○ 温泉宿泊施設では、宿泊客が宿泊税と入湯税を負担＝納税者の**負担感**

○ 観光の振興といった目的・使途を同じくする二つの税を負担＝納税者の**納得感**

⇛ 最適化の方向性

使途の最適化による納得が負担感を解消

○ 入湯税は、温泉資源の持続可能性を確保するため

○ 宿泊税は、持続可能な観光の振興を図るため

目的・使途を明確に区分、税負担に対する納得感の促進により負担感を解消

■ 入湯税の目的・使途

○地方税法

第701条　鉱泉浴場所在の市町村は、**環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため**、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

⌄⌄ **宿泊税の導入（令和８年４月）**

○観光振興のための財源から**持続可能な温泉資源のための財源**へ

目的　源泉の保護と安定供給の確保、利用環境の整備等により、**温泉資源の持続可能性を確保**する

使途　**鉱泉源の保護管理施設の整備を優先（配分比率を規定）**、行政サービスとの関連性から環境衛生施設・消防施設その他消防活動に必要な施設の整備にも

- 鉱泉源の保護管理施設の整備は、事業者に対する補助事業となることから、補助対象者、補助対象事業及び補助率等は補助金交付要綱において規定
- 対象事業費は数十万円から数千万円までと高額、そのため入湯税は基金化、そのために制定する基金条例により入湯税の使途を制約（持続的な管理）

■ 入湯税の税率

○想定需要額から

- 鉱泉源の保護管理施設の整備を優先し、行政サービス（環境衛生、消防施設）との関連にも着目した想定需要額は49,000千円
- 想定需要額の規模から考えると、現実的な税率は「改正しない」又は「同率100円」

○入湯税に関するアンケートから

- 「改正する必要はない」のほか、宿泊客が宿泊税と入湯税を負担することから「宿泊を下げる」といった回答、入湯行為に差はないことから「宿泊と日帰りを同率にする」といった回答も少なくない
- こうした声に応えるとすれば、宿泊を下げ、かつ、日帰りを上げて「同率100円」も選択肢

入湯税の最適化方針

■ 納税者の負担感を軽減し、かつ、納得感を与えるために、入湯税は観光振興のための財源から**持続可能な温泉資源のための財源**として規定

□ 上記を担保するため、**入湯税の配分比率を規定**、これに基づいて運用を管理
（三重県鳥羽市では、鉱泉源保護管理整備補助金交付規定で配分比率を規定）

■ 需要規模を満たしつつ、特別徴収義務者（温泉宿泊施設）の協力を得る（制度の維持）ために、税率は**宿泊入湯客○○円、日帰り入湯客○○円に**改正

○三重県鳥羽市鉱泉源保護管理整備補助金交付規定　（参考）

○鳥羽市鉱泉源保護管理整備補助金交付規程

（趣旨・補助金の財源）
第１条　鳥羽市鉱泉源保護管理整備補助金交付要綱第１条に定める**補助金の原資は、鳥羽市市税条例に定める入湯税をもってこれにあてる**。
（補助対象団体）
第２条　補助金の対象団体である**鳥羽市温泉振興会**の会員は、市税条例第145条に定める入湯税特別徴収義務者とする。
（対象経費）
第３条　要綱第３条の内、市長が定めるものとは次の通りとする。
(1) 振興会の運営、振興会が実施する温泉を利用した誘客宣伝等観光振興に資する事業及び**鉱泉源の保護関係や施設の適正な管理を図るために要する事業**
（補助金の額と交付）
第４条　**補助金の額は市へ納入された入湯税の30パーセントを上限**とし、四半期（年４回）に分けて交付するものとする。但し、100円未満の金額については切り捨てるものとする。

（入湯税は、観光振興に50％、鉱泉源保護に30％、消防施設等に10％、環境衛生施設に10％を充当することについて、入湯税の導入（2007年）にあたり官民で合意を形成）

○鳥羽市観光振興基金条例

（設置）
第１条　本市は、観光施策に必要な財源を確保し、将来にわたる観光振興策の推進に資するため、鳥羽市観光振興基金を設置する。
（積立て）
第２条　毎年度基金として積み立てる額は、毎会計年度徴収した入湯税のうち予算で定める額とする。

（略）

（処分）
第６条　基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、全部又は一部を処分することができる。
(1) 観光の振興（観光施設の整備を含む。）
(2) 鉱泉源の保護管理施設の整備
(3) 環境衛生施設の整備
(4) 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備

入湯税の使途の規定と基金化

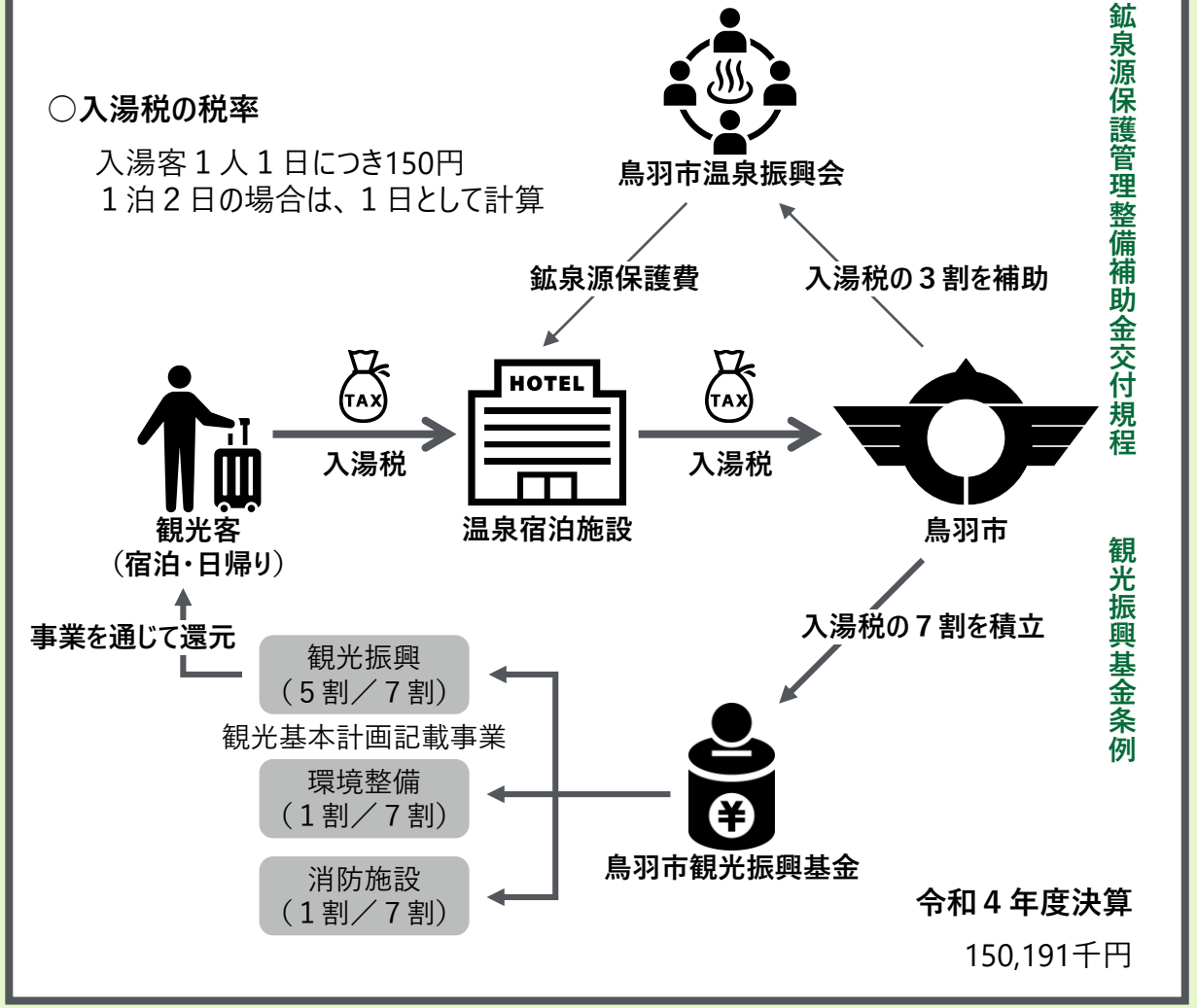

○今後のスケジュール

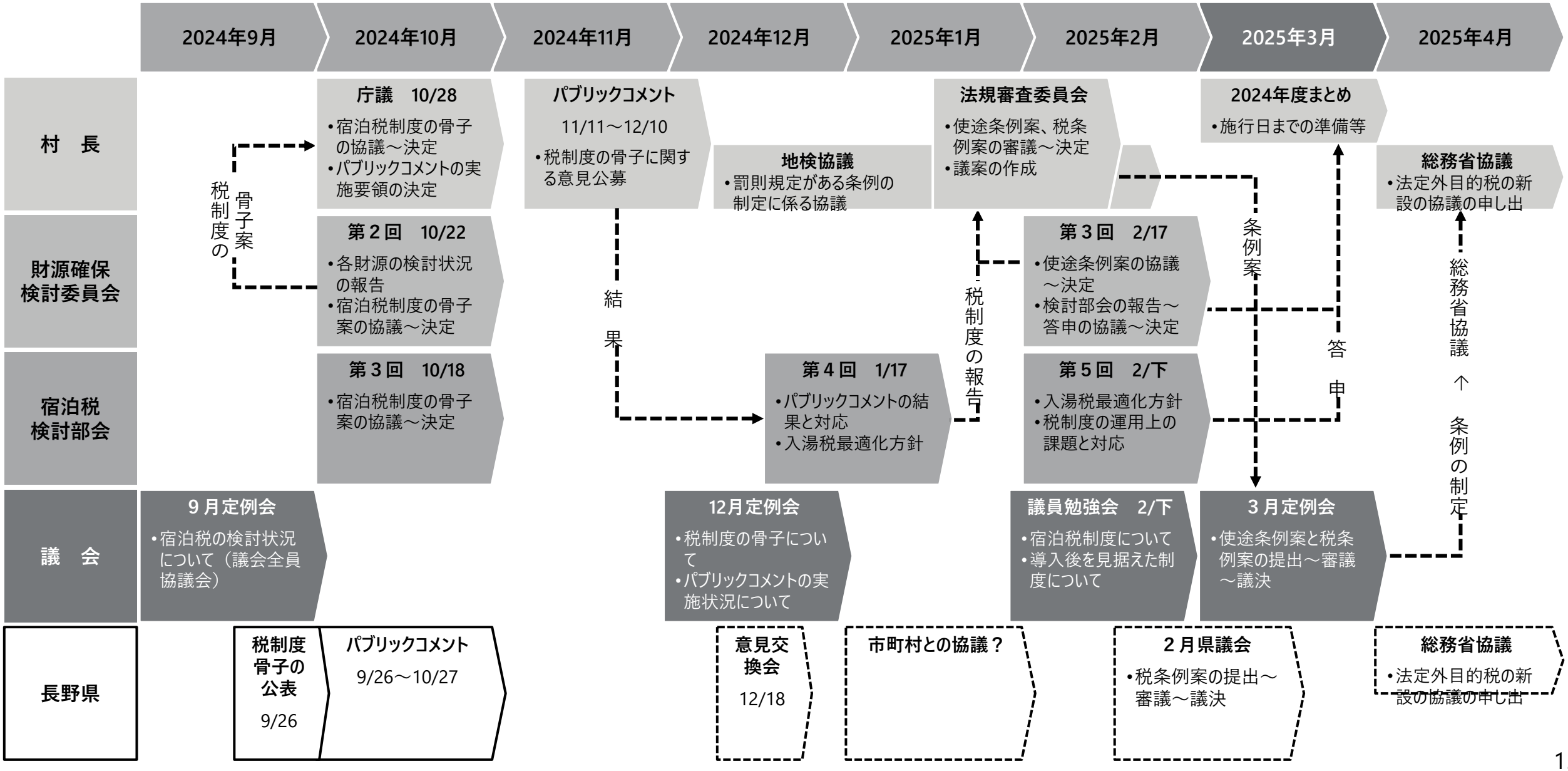
2024年9月
2024年10月
2024年11月
2024年12月
2025年1月
2025年2月
2025年3月
2025年4月
村　長
財源確保検討委員会
宿泊税検討部会
議　会
長野県
庁議　10/28
・宿泊税制度の骨子の協議～決定
・パブリックコメントの実施要領の決定
税制度の骨子案
第２回　10/22
・各財源の検討状況の報告
・宿泊税制度の骨子案の協議～決定
第３回　10/18
・宿泊税制度の骨子案の協議～決定
パブリックコメント
11/11～12/10
・税制度の骨子に関する意見公募
地検協議
・罰則規定がある条例の制定に係る協議
結果
法規審査委員会
・使途条例案、税条例案の審議～決定
・議案の作成
税制度の報告
第３回　2/17
・使途条例案の協議～決定
・検討部会の報告～答申の協議～決定
第４回　1/17
・パブリックコメントの結果と対応
・入湯税最適化方針
第５回　2/下
・入湯税最適化方針
・税制度の運用上の課題と対応
2024年度まとめ
・施行日までの準備等
条例案
答申
総務省協議
・法定外目的税の新設の協議の申し出
総務省協議　↑　条例の制定
９月定例会
・宿泊税の検討状況について（議会全員協議会）
12月定例会
・税制度の骨子について
・パブリックコメントの実施状況について
議員勉強会　2/下
・宿泊税制度について
・導入後を見据えた制度について
３月定例会
・使途条例案と税条例案の提出～審議～議決
税制度骨子の公表
9/26
パブリックコメント
9/26～10/27
意見交換会
12/18
市町村との協議？
２月県議会
・税条例案の提出～審議～議決
総務省協議
・法定外目的税の新設の協議の申し出